

[ 事案 15-14 ] 相続税加算税延滞税賠償請求

- ・平成 16 年 3 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 6 月 30 日 裁定申立取下げ

< 申立人の主張 >

被保険者（申立人の父）が高度障害状態になったため、高度障害保険金の請求を行うことになったので、高度障害保険金の受取人は誰であるか営業職員に確認したところ、死亡保険金受取人である申立人であると説明を受けたので、申立人を受取人として請求手続きを行い、支払を受けた。

その後、被保険者が死亡し相続が発生したので、相続税申告の際、高度障害保険金を相続財産から除外して相続税申告したが、その後税務当局の相続税調査により高度障害保険金の受取人は被保険者であると指摘を受け、加算税および延滞税の支払いを余儀なくされた。これは営業職員の間違った説明に原因があるので、保険会社は修正申告によって支払った加算税および延滞税を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

営業職員に事実関係を確認したところ相続時の課税関係についての説明を行った事実はない。高度障害保険金の受取人は約款上「被保険者」となっており、申立人が請求手続きをするにあたっては被保険者兼高度障害保険金受取人の成年後見人として成年後見登記に関する登記事項証明書まで自ら提出し手続きを行い、明らかに法定代理人の立場で行動していると伺われる。加えて生保会社との交渉が会計事務所との間において行われており、租税申告処理にあたっては会計事務所が関与し、税理士等の専門家を経て手続きが行われたと解される。よって、申立人が裁定を求める事項には応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立人および保険会社よりそれぞれ申立書・答弁書、反論・主張書面と書面に基づき審理を行っていたところ、申立人より、担当者とも話し合いを行い穏便に解決したいので裁定申立を取下げの旨の「裁定申立取下書」が提出されたため、裁定手続きを終了した。